

「鳥取県木造住宅耐震化業者登録」の制度について

令和2.11月現在

1 制度の概要

○木造住宅の所有者が、耐震化を行うにあたり「誰に頼んだらよいか分からない」、「信頼できる業者が分からない」という不安を解消するため、木造住宅の耐震化に関して一定以上の知識を有する建築士、建築施工管理技士又は建築大工技能士が所属する建築士事務所、建築(大工)工事業者を登録し、ホームページなどで公表します。

- ・建築士事務所：建築士が所属し、耐震診断、補強設計、工事監理を行う
- ・建築(大工)工事業者：建築士、建築施工管理技士又は建築大工技能士が所属し耐震改修を行う

○建築士、建築施工管理技士又は建築大工技能士の木造住宅の耐震化に関する一定以上の知識の確認は、県が実施する考査(試験)により行います。

2 登録の要件

(1) 考査の受験資格(全ての要件に該当する方です。)

ア) 以下のいずれかに該当するもの

- ① 県内の建築士事務所に所属する建築士(一級、二級、木造)
- ② 県内の建築工事業又は大工工事業の営業所に所属する建築士、建築施工管理技士(一級、二級)又は建築大工技能士(一級)

イ) 「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に関する講習会を修了していること

ウ) 建築基準法、建築士法、建設業法又は職業能力開発促進法などによる処分を受けていないこと(処分日から5年経過したものは除く)

※講習会は過去10年以内に受講したもの(2004年発行版の講習会も含む)は有効です。

(2) 会社の要件(全ての要件に該当する会社です。)

ア) 以下のいずれかに該当すること

- ① 県の登録を受けた建築士法による建築士事務所であること
- ② 建設業法による建築工事業又は大工工事業の許可を受けている建設業者で県内に営業所を有するものであること

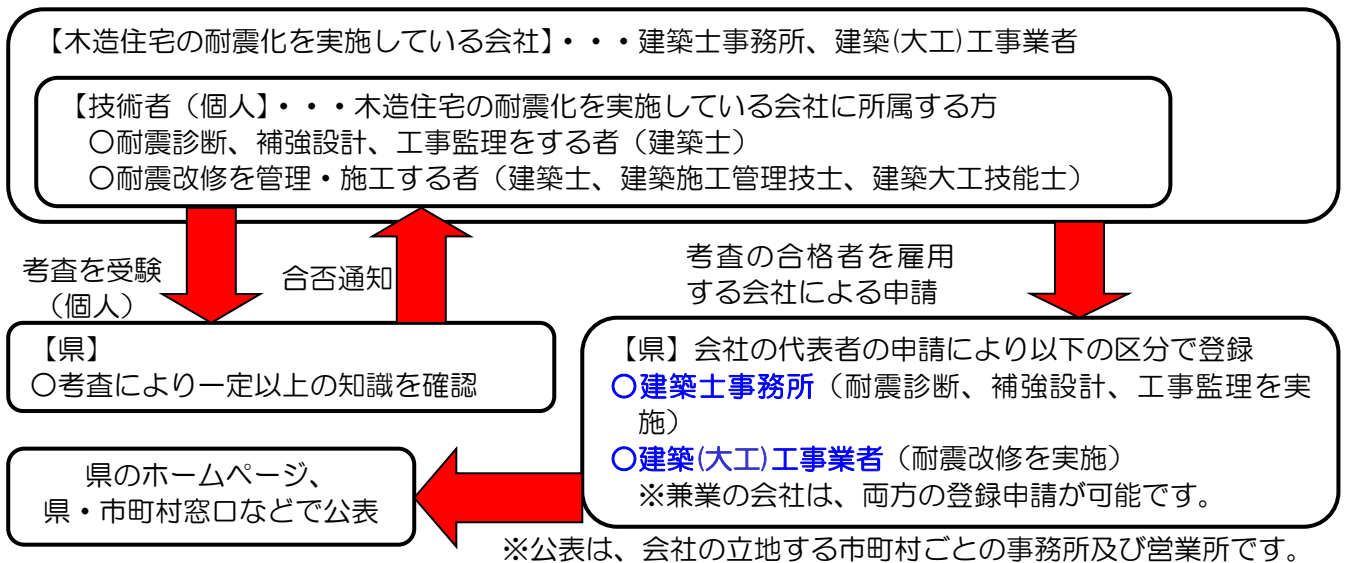
イ) (1)の考査に合格した技術者を雇用していること

ウ) イ)の技術者が業務に直接従事、又は業務を統括する立場で指導・監督を行っていること

エ) 建築士事務所の閉鎖又は建設業の営業の停止の処分期間中でないこと

※登録の有効期間は、登録日から5年間です。(更新により引き続き登録可能です。)

(3) 制度の概略図



3 登録申請・問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

電話 0857-26-7697,ファクシミリ 0857-26-8113

鳥取県東部建築住宅事務所

電話 0857-20-3648,ファクシミリ 0857-20-2103

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

電話 0858-23-3235,ファクシミリ 0858-23-3266

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

電話 0859-31-9753,ファクシミリ 0859-31-9654